

平成26年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年8月28日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成26年8月28日 午後1時00分 委員長宣告

4. 審査事項

報告事項

- 1) 子ども・子育て新制度に係る瀬田幼稚園の保育料及び教育・保育サービスの見直しについて
- 2) 可児市福祉センターの指定管理者の公募概要について
- 3) その他

5. 出席委員 (7名)

委員長	野呂和久	副委員長	天羽良明
委員	林則夫	委員	可児慶志
委員	富田牧子	委員	酒井正司
委員	出口忠雄		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉部長	佐藤誠	健康福祉部次長	安藤千秋
こども課長	高井美樹		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉田隆司	議会事務局書記	小池祐功
議会事務局書記	若尾絢子		

委員長（野呂和久君） 皆様、こんにちは。

本日、教育福祉委員会を開催を招集をいたしましたところ、委員各位の皆様には御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、教育福祉委員会を開会いたします。

これより会議に入ります。

初めに、子ども・子育て新制度に係る瀬田幼稚園の保育料及び教育・保育サービスの見直しについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長（佐藤 誠君） それでは、ここにあります子ども・子育て新制度に係る瀬田幼稚園の保育料、それから教育・保育サービスの見直しについて、資料に基づき説明をさせていただきますけれども、これにつきましては、先回の教育福祉委員会で若干説明をさせていただきました子ども・子育て関連3法の成立によりまして、新しい子ども・子育ての新制度というものが変わってまいりましたので、それに基づきまして瀬田幼稚園の保育料、それから教育・保育サービスの見直しも行いますので、その点につきまして御説明をいたします。

こども課長（高井美樹君） そうしましたら、お手元の資料1番のほうで御説明をいたしますのでお願いいたします。

今、健康福祉部長のほうから申し上げましたとおり、子ども・子育て支援の新制度につきましては、現在、国のほうでいろいろな事業が打ち出されておりますが、その概要を一番最初に簡単に御説明いたします。その後、瀬田幼稚園の保育料及び教育・保育サービスに関する見直し部分について御説明をいたしますので、お願いいたします。

まず1番、子ども・子育て支援の新制度ということで、これにつきましては子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立しております。これは幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していこうというものでございます。これにつきましては、消費税の引き上げによって、この子ども・子育てに関する事業を恒久財源として確保して、まさに質と量、両方の拡充を図っていこうというものでございます。

その中の一つに、矢印の下、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の共通の財政支援の仕組みをこの新しい制度でつくっていこうというものでございます。

その新しい財政支援の仕組みというものがどういうものかというのが、次の四角の中にございます施設型給付というものでございます。これは、要するに国から出てくる補助金から利用者から徴収する保育料を差し引いたものの部分が、国・県・市で給付するという仕組みでございますが、形的には現行の保育所の運営に非常に似通った形になっていくというものかなというふうに考えております。

少し、この四角の中を御説明いたします。

まず、認定こども園でございます。これは、可児市内はかたびら認定こども園がございいますが、こちらは対象がゼロ歳から5歳ということで、幼保連携型でございます。それから保

育所、これは市内公立保育園と私立幼稚園で可児さくら保育園からめぐみ保育園までございます。

それから、地域型保育給付というものにつきましては、これは今回の新しい制度の中で形づくられる仕組みでございますが、これが地域型保育給付ということで、非常に小規模の20人以下でゼロ歳から2歳の小さな子を預かる施設のことを位置づけて新たにつくっていかうというものでございます。

それで、次に問題になりますのが幼稚園になります。

この施設型給付ということになりますと、基本的には先ほど申し上げましたとおり、消費税による恒久財源を特に主体として経営の安定化というものをしっかり図っていかう、いわゆる保育園・幼稚園の経営者が非常に安定した経営財源の中で運営をしていかうというものをどういうふうにしていくかということなんですけど、今回、幼稚園につきましては、施設型給付から飛び出した部分と中にある部分と、少しございます。

ここについて少し御説明いたしますと、まず従来の幼稚園、従来の私学助成を受ける幼稚園、これは私立幼稚園のことです。私立の幼稚園さんは、現行、国から県を経由して入ってくる私学助成金という補助金と保護者からいただく保育料、おおむねこの2つで園の運営がされております。ところが、今回この施設型給付というものになりますと、当然、私学助成金というものではなくて、先ほど申し上げましたとおり消費税引き上げによる恒久財源の中から、しっかりした財源の中から給付をしていくというものに変わっていくわけなんですけど、今回は国のほうとしては、従来、私学助成を受けながら、いわゆる教育、それぞれの幼稚園の独自性を持った中で園を運営していきたいという園については、選択をできますよということなんです。

なので、本来ですとこの施設型給付の中に私立の幼稚園も公立の幼稚園もある形なんですけど、この施設型給付で受けたくなくて、私学助成を受けたいという場合については、この四角の施設型給付から飛び出て運営をできますよという例外規定が設けられているというところなんです。

現行、市内の私立幼稚園に確認を、来年度に向けて意思表示をしていただく必要がありますので、今、調査をやったところです。今のところ、まずは様子見というわけじゃないんですけど、全幼稚園が私学助成を受けて従来の方で経営をしたいというふうで、こちらのほうを選択されております。

中ほど、今度新制度に移行する公立幼稚園というところがございます。こちらは選択不可と書いてありますが、先ほど申し上げましたとおり、公立幼稚園についてはこの施設型給付の制度の中にあるということで、公立幼稚園は私学助成を受けるとかそういうことはないの、当然のことながら、新制度の給付制度の中にあるよということで選択不可という形になっております。

これによって何が大きく変わってくるかといいますと、利用者側からいたしますと、いわゆる保護者が負担される保育料が、保育園は皆さん御存じのとおり、所得に応じた保育料を

払っていただいています。瀬田幼稚園については現行、定価が5,500円という保育料で、当然減免措置はございますので、生活保護世帯はゼロ円とか、2万円の減免というのはございますが、基本的には定額で、私立の幼稚園も定額でやってみえますが、これが保育園と同じような所得に応じた保育料に変わりますというところは、保護者としては一番変わってくる点になってまいります。

では、その次、2番です。

これを受けて保護者等への経過説明ということで、過去、その経過を少し書いてございますが、まず1番は、前に瀬田幼稚園の問題でいろいろ、「可児市就学前の子どもに関する保育、教育等協議会」というのを岐阜聖徳大学の先生が会長で、6回、この協議会を開催されました。この中には瀬田幼稚園のPTA会長とか、傍聴には瀬田幼稚園の当時の保護者も皆さん後ろで聞いておられたかと思いますが、こういった中で答申の骨子を簡単に抜粋して書いてございますが、その中では、保育園・幼稚園の選択において、園の特色・方針・内容などの選択肢が豊富で多様性があることを求める一方、私立幼稚園と公立幼稚園の保育料の格差是正についても、格差是正をする必要があるというようなことが全体的な取りまとめの中の提言としてされました。これを受けまして、瀬田幼稚園の園長からは、折に触れ、保育料の見直しが今後されるということは説明をしております。

そんな中で、私どもも今年度に入ってから、7月30日に、一応、保護者説明会を瀬田幼稚園においてさせていただきました。このときの内容につきましては、まだ詳細の数字をお示しする段階になかったです。国のほうがまだ、7月31日に最終の資料を出してきたものですから、その時点ではっきりしたことを申し上げられないということで、全体としては、先ほど申し上げました国の物の考え方とか、先ほど言いましたとおり、定額の保育料が、この施設型給付によって所得に応じた保育料に変わっていきますよというような御説明をしているところです。

続きまして3番です。

じゃあ瀬田幼稚園の保育料がどのような変遷をたどっているかというところを、簡単に表にしてみました。

幼稚園について、瀬田幼稚園、昭和52年3,500円、入園料100円から始まりまして、ずうっと来てますが、平成元年に5,500円、入園料は1,000円に値上げ、以降26年間、消費税が3%、5%、8%という状態で来ましたが、一応、値上げをせずに5,500円で据え置いてきたというところがございます。右側、私立幼稚園ですね。これは一応、市内私立幼稚園につきましては幼稚園協会というのが構成されておまして、その中である程度、可児市としてはこれぐらいが定額的な保育料だよなとっておみえなのが、現行、平成26年度段階で1万7,000円というふうになっております。

少し、ある園にお問い合わせをして、過去のことを聞きました。平成元年のところがわかったので載せてございますけど、平成元年当時で1万2,000円、入園料は2万円、現行も2万円でございますが、26年間の間で5,000円値上げをされております。これは消費税等伴っ

て上がっているというところでございます。

これは保護者側から見ますと、私立の幼稚園は1万7,000円と。公立は5,500円ということではあるんですけど、下の星印に少し書いてございます。私立幼稚園は就園奨励費補助により軽減措置ありということですので、1万7,000円払って私立の幼稚園へ通わせる保護者さんも、ある程度所得に応じた形で、補助金として保護者に直接お返しするという制度が一応文部科学省のほうからの補助金でありますので、この制度を利用して、年度末に保護者には、例えば年間で20万三、四千円ぐらい払うんですけど、例えば10万円ぐらいお返しをすとか、15万円ぐらいお返しすとか、それぞれある程度所得に応じた形で、就園奨励費という形で、直接保護者にお返しをしているというものでございます。

保育園と幼稚園の大きな違いは、保育園は最初から応能負担ということで、所得に応じた保育料が各所得段階で決められていますけど、私立の幼稚園の場合については、定額で払っておいて、最後に所得に応じたもので計算してお返しをするという形になっていますので、一概にこの1万7,000円と5,500円を比較すると高く感じますが、所得によっては5,500円よりも安い方もありますし、当然、高い方もあるというところでございます。

続きまして裏側をお願いいたします。

今回、瀬田幼稚園も保育園と同じように所得に応じた保育料に変わりますよというところで、どういう形で算定をするかというところを図解にしております。

先ほど申し上げましたとおり、私立の幼稚園も結局のところは所得に応じた保育園料を払ってみえる形になりますので、それをしっかり求めようということです。国のほうの物の考え方も、基本的には全国平均の保育料から文部科学省が計算している就園奨励費を引いたものを最高限度額ということで定めた数字を示していますので、それと同じような計算方法を用いて、同じようなというか全く一緒に、さらに市の場合はもう少し細かくデータをとったもので算出をしております。それが大きい丸、まず私立幼稚園に通ってみえる方の年間の保育料と、3歳児に入園される方の入園料です。なので大体20万4,000円と入園料が2万円ですので、大体22万4,000円ぐらいになるかと思えます。4歳、5歳の方は2万円がないので1万7,000円掛ける12カ月という形なのかなと思えますが、それにプラス消費税、今回5%から8%に上げられております。これは私立の幼稚園につきましては、まだこれも詳しい話は聞いておりませんが、やはり5%から8%になったという段階の中で、非常に持ち出し分も多くなるので、この分については何とかする必要はあるというようなお声も出ておりますので、この消費税3%分を見込んでおります。そこから平成26年度分の所得に応じた、それぞれの世帯への就園奨励費補助金を引きます。引いた後に可児市内の私立幼稚園に通っている園児の数で割りまして、それを12カ月分で割ると、その所得に応じた1人の園児の実質月額保育料というのが算出されます。その計算に基づいてやったものでございます。

ちなみに、先ほど言いました1万7,000円の中には、給食費とか教材費とかバス代というような料金は含まれておりません。

上記の計算式に基づいて計算したものが下の表になっております。

一番上から左側、所得分類になっておりまして、生活保護世帯から所得割課税額が21万1,201円というような表示になっております。それに対する私立の幼稚園の園児数というのが、右側にあります。その横の率というのは、その私立の幼稚園さんの中の所得階層別のパーセンテージがあらわしてあります。

それを、先ほど言いました1万7,000円と入園料と消費税3%分を加味したもので全体の保育料を計算しますと、例えば市民税非課税世帯ののところ、26.4とありますが、2,640万円と、ちょっと単位が読みにくくなっていますが、こんなような数字が出ます。就園奨励費で2,470万円お返しするという形なので、その引いた数字を先ほど言いました園児数と12月で割ると、ここの世帯の方が実質的に月額にお支払いになっている保育料はどうも1,157円ぐらいになりますよということです。それと同じ計算式で、各所得階層別に計算しますと、5,335円、8,750円、1万2,288円というような数字が導き出されるというところでございます。

ちなみに、その階層がどういう率でおられるかというのは、ちょっと戻っていただいて、率と書いてあるところですけど、大体21万1,200円以下のところに66%ぐらいの方がおられるというようなふうになっております。

こういったことから、これを基準に改定保育料ということで、一番右側に表でございまして、10円以下四捨五入をした形で、1,200円、5,300円、8,800円、1万2,300円というような所得に応じた階層別の改定保育料を考えております。

この改定保育料を進めるに当たりまして、当然のことながら、現行、在園している子の保育料をどうするのかとかいうことがございます。それから、国の制度の多子世帯に対する制度をどうするのかということもございまして、それが(2)その他の措置ということに書いてございます。在園児については、卒園までは現行の月額5,500円というものを維持するというようにしております。これは市の単独経過措置として実施するというものでございます。

続きまして2番目のポツが、多子世帯の負担軽減措置でございまして。

これにつきましては、保育園と幼稚園とちょっと仕組みが変わってしまっていて、幼稚園に通っている子のみ、小学校3年、2年、1年生にお兄ちゃん、お姉ちゃんがいたら、その子を第1子としてカウントしますので、2人目の子は半額、3人目の園児は無料という形になります。小学校3年生にお兄ちゃんがいて、年長に第2子がいて、第3子が年少にいますと、3人目はただ、2人目は半額という形になります。

これが保育園の場合は、小学校へ行くともうカウントされないの、年長の子は1人分、2人目は半額ということなので、幼稚園と保育園では、ここの考え方としては幼稚園のほうが兄弟の多い保護者としてはメリットのある仕組みになっているのかなというふうに思われます。

あと1点、これは新聞とか報道等でありまして、ただ、これは大きく保護者の方にかかわってくる問題なのでちょっと書いてございまして、国のほうでは年収360万未満の5歳児

を対象に、幼児教育費の無償化を検討中というようなことでございます。この大体年収360万円未満というのは、上の表でいきますと今回定めています5,300円、ここから下ぐらいの方が無償の対象のゾーンに入ってくる 正確なものではないですけど のかなあと いうところがあります。これは当然、国のほうで予算が通って、所要の改正がされないとな い話ですけど、一応厚生労働省、文部科学省、それから内閣府と3大臣が要望しているとい う内容なので、これは少し書かせていただいております。

今までが、保育料の見直し部分について御説明いたしました。

保育料は、要するに私立の幼稚園に通っている保護者の、それぞれ所得に応じた保育料等 のある程度均衡を図りましょうという考え方で計算をして算出してあります。ですので、当 然のことながら、今度は教育・保育サービス部分についても、市内の私立の幼稚園のサービ スの部分を見比べて、やはりこの部分は社会的要請として瀬田幼稚園も取り入れる必要があ るのではないかという部分が5番以降に書いてございます。

まず1番、休園日です。現行、瀬田幼稚園は小・中学校の管理規則の規定を準用していま すので、夏休み、冬休み、春休みというものがそれぞれ定められています。特に夏休みにつ きましては、7月21日から8月28日ということで、小学校に行っているお兄ちゃんが休みな ので幼稚園に行かないという子も結構多いわけなんですけど、こういった部分がありますが、 この部分につきまして、四角の中に書いてございます。7月21日から8月28日だった夏休み を、11日間増加と書いてありますけど、短くして8月1日から8月28日を休園日、夏休みと して、登園日については7月の11日分を増加させるというものでございます。

これについては、市内私立の幼稚園のほとんどは、7月20日ぐらいから子供たち順番に出 てこなくなるわけなんですけど、一応、自由登園日という形で子供さんたちは幼稚園に通っ てみえます。8月1日からは夏休みという形でお休みにしておられます。

そういうことから、今回、この部分についても、瀬田幼稚園につきましても11日分を増加 させて自由登園期間として、当然、来た子に対する給食等も提供していくという方針でござ います。

それから の預かり保育というものでございます。この預かり保育というのは、幼稚園は 基本的には教育機関でございますので、教育の瀬田幼稚園の場合は8時半から午後3時まで が標準の時間となっています。これを超えた部分、教育時間から外れた部分を預かりとい う形で子供さんを有料で預かるという仕組みでございます。これは現行の瀬田幼稚園につい ては、四角の料金と書いてございますけど、日額250円で、3時から5時半までを預かりで今 までやってきておりました。ですが、4時半ぐらいに来ても250円、5時に来ても250円とい うような仕組みでありましたが、ここの部分については、下記で説明する内容も含めて、も う少ししっかり利用者に向けた刻みで利用料を設定したほうがいいのではないかといいこと で、30分50円という形に変更しようというものでございます。

それから、期間です。先ほど申し上げました、平日開園日の3時から5時半まで現行瀬戸 幼稚園は預かりをやっておりますが、市内の幼稚園は、当然この夕方の部分は預かりをやっ

ておられますし、あとは特に夏休みの期間も預かり部分をやっておられます。やはり非常に夏休みの長い期間、私立幼稚園は8月が大体夏休みなんですけど、長い期間、パートでお勤めのお母さんとか、そういった御世帯もやはりありますので、そういった社会的要請の中から、8月も預かりをやると。これは大体8時半から5時半とか、6時までやってみえるところもありますけど、やっておられます。

当然、教育機関でございますので、9月から始まる準備とか、お盆休みとか、何日間か設定をされておりますけど、基本的に8月も昼間の間は預かりをやっておられるということを受けまして、瀬戸幼稚園においても、これは社会的要請の部分ということで、夏休み、春休みの休園日には8時半から5時半まで、約9時間を預かりとしてやるということで、ここの部分の教育・保育サービスの部分を見直すということにしております。

当然、ただしやはり今まで9月に向けてやっていたいろいろな準備がございますので、その必要な期間というのは、園長の裁量の中で休園日というものを設けながらやっていくということにしております。

以上、瀬田幼稚園の今回の新制度にかかわる大枠の枠組みの中にある公立の幼稚園が保育料としては応能負担に変えるという話と、あわせて保育サービス部分を私立の幼稚園さんで見比べながら、社会的要請に応じたサービスに変えるという大きな2点について見直しをいたします。今9月議会のほうにこれに係る条例を提案させていただいておりますので、またその部分については、次回の議会の中で御説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

委員長（野呂和久君） それでは質疑に入ります。

委員長の指名の許可を得てから、執行部の方、また委員の方、発言をお願いいたします。

それでは、質疑のある方。

委員（富田牧子君） まず、表の説明を少しお願いしたいんですが、新制度へ移行する公立幼稚園ということで瀬田幼稚園がありますけど、この瀬田幼稚園の名称というのはどういうふうになるのか、保育所もこども園という名前になるのか、そこを教えてほしいんですけど。

こども課長（高井美樹君） 名称につきましては、この施設型給付の中にある認定こども園とか保育所とか、いろいろありますけど、基本的にこの瀬田幼稚園でそのまま存続させるということなんです。

委員（富田牧子君） ついでに保育所のほうですけど、ここはこども園という名前になるんですか。ならないんですか。

こども課長（高井美樹君） この部分は、上の認定こども園とございますけど、これは基本的には児童福祉法と文部科学省のほうの法律と、それから認定こども園法というのが新たにできまして、保育所は保育所のままです。なので、認定こども園をやろうと思いますと、ごらんいただきますと対象がゼロ歳から5歳と保育園と一緒になんですけど、認定こども園と保育所の一番違うのは、保育所というのは両親が働いていて子供を自分で保育できないので保育所に預ける。市はそれを受けて子供を預かることを措置するという考え方ですけど、認定こ

ども園については、お母さんが家である程度見ることができても、幼稚園と同じような形でそこに通園させることができるという仕組みですので、この部分は保育園と幼稚園のいいとこどりをしたような仕組みでずっとやってきているわけなんですけど、可児市もかたばら幼稚園と保育園が一緒の形になって認定こども園という形をとっていただいています。全国的な広がりというのがなかなか来ていない部分で、今回いろいろな国のほうのそれぞれの改正もこの部分も含めて考えがされているというところですので、可児市の保育所でこれをこども園にするとか、結構、幼児園とか言ってみえる行政区もあるんですけど、一応、国が示しているカテゴリーは、この認定こども園、保育所、幼稚園、それから新たにできる地域型保育給付の中にある家庭内保育とかという、こういったもので分けがされているというところになります。

委員（富田牧子君）　じゃあ、裏のほうの説明のところ、料金自体はわかったんです。前もお金が上がってもいいから存続させてほしいというふうな皆さんの意見はあったんですが、一つは、余りにも施設がお粗末であるということで、本当にこれだけの保育料を取るということで、瀬田幼稚園があんまりいいのかということについてはどう考えてお見えなのか、ちょっと聞かせてください。

こども課長（高井美樹君）　瀬田幼稚園が、新築ではなくて、できて20、30年近くたっている建物でございますので、例の存続問題の後に、当然、耐震補強もいたしました。それから所要な屋根の工事だとか、必要な部分については改修をしながら、当然、園児の安全・安心の中で、問題のない施設になっています。見た目は確かに、施設の年数を経た分だけの古さは感じられますけど、その中で必要な部分については、当然、所要な修繕とかはしていくというものでございます。

委員（富田牧子君）　私はちょっと確認していないんですけど、例えばトイレの扉がぼろぼろであったとか、廊下がべこべこしてたとか、そういうことは全て解消されてきれいに修繕されたということですかね。

こども課長（高井美樹君）　全てというところ、私も今、確認できませんが、毎年何らかの改修で、今度の実施教訓にもさせていきますけど、修繕を加えてきておりますので、当然、所要な部分については直していくということでやっております。

委員（富田牧子君）　本当に、委員会で見に行くといいかなというふうには思いますが、もう2点、自由登園期間として給食も提供するというふうなことが書いてありますが、給食設備はない、これはどうするのかということをお聞きしたいんですが。

こども課長（高井美樹君）　瀬田幼稚園は自園の給食調理施設を持っておりますので、今までは日割り計算をして別途3,900円という給食代を毎月設定しておりますけど、夏休みに入ると、21日までの日割りで計算してお返しするという手法をとっておりますので、この部分については調理員が今までは夏休みが終わると清掃をすぐにかかってやっていたのが、7月末まで給食調理を提供するという形に変わります。

委員（富田牧子君）　もう1点ですけど、これは書き方の問題だと思うんですけど、預か

り保育の料金のところの、夏休み春休みの休園日にと書いてありますが、土日は含まないわけですね。土曜日・日曜日も開園するんですか。預かり保育をやってもらえるということですか。

こども課長（高井美樹君） 土曜日・日曜日は休園、預かりはこの中には入っておりません。委員（富田牧子君） その点についてはちゃんと明記していただかないと、ちょっといかなかなというふうに思います。

こども課長（高井美樹君） 私立幼稚園との比較の中で、長期休暇部分でのということ、済みません。土曜日・日曜日は基本的には閉園日という形になっていますので、済みません。委員長（野呂和久君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了いたします。

続きまして、可児市福祉センターの指定管理者の公募概要についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長（佐藤 誠君） 可児市福祉センターの指定管理者の公募につきましては、これも先回の委員会で御説明のほうをさせていただきましたが、その委員会の中で、委員の皆様方からさまざまな御意見、御提案等もいただいておりますので、それを踏まえまして、今回、公募させていただくというところで、説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

健康福祉部次長（安藤千秋君） それでは、資料ナンバー２の、可児市福祉センターの指定管理者の公募概要につきまして御説明いたします。

１つ目として、管理運営に関する基本的な考え方、指定管理者に求める内容でございます。(1)可児市福祉センターの福祉の拠点としての設置目的を踏まえた上で、サービスの向上を図る。(2)可児市福祉センターの空いた時間の利用を促進し、利用率の向上を図る。(3)利用者の安全を確保する。(4)運営を効率的・弾力的に行う。(5)多くの市民が利用できるように努める。(6)施設を快適に利用できるように努める。(7)魅力ある事業を実施し、市民サービスの向上に努める。(8)個人情報の保護を徹底する。(9)環境に配慮した管理運営に努める。(10)関係団体との連携・協力を図るよう努める。以上が指定管理者に求める内容でございます。

２つ目として指定期間につきましては、平成27年４月１日から５年間としております。３つ目として、申請資格としましては、法人その他の団体としております。個人以外の団体を対象にしております。４つ目として、利用料金。施設の使用に係る利用料金については、指定管理者の収入とすることとしております。５つ目、公募の要項の配付ですが、配付期間及び受け付け期間としましては平成26年９月１日から10月10日までとしております。配付方法につきましては、可児市役所福祉課で直接配付するなどの方法を考えております。現地説明会につきましては、平成26年９月11日午前９時から可児市福祉センターで実施することとしております。資料の閲覧につきましては、平成24年、25年度可児市福祉センターで実施した

各事業の実施報告書等の資料を閲覧に供することとしております。

指定管理者候補団体の選定につきましては、可児市指定管理者選定委員会が、本要綱の選定基準に基づいて審査を行います。審査に当たり、事業計画書及び収支予算書について説明する機会を設けることとしております。実施時期は平成26年10月下旬を予定しております。選定の結果の通知については平成26年11月中旬を予定しております。申請者全員に通知する予定でございます。

10としまして、選定結果の公開につきましては、申請者の名称及び総合得点等を公開する予定でございます。選定基準としまして、公の施設としての設置目的を理解しているか、利用拡大の取り組み内容は適切か、サービス向上のための取り組み内容は適切か、施設管理・安全管理は適切か、収入・支出の積算方法や根拠は適切か、職員体制は適切かなどの選定基準により審査を行うこととしております。

管理に関する委託料、指定管理料の額につきましては、年2,150万円を限度としております。平成25年度の福祉センターに係る経常的な支出から収入を控除した額を基準に算定した額を限度額としております。議会の議決につきましては、平成26年12月議会において選定した指定管理者について提案する予定でございます。以上です。

委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

委員（富田牧子君） まず、利用料金のところでお伺いしたいんですけど、今、福祉センターにはいろいろ入っている団体もありますよね。もし、今、入っている団体が指定管理者にならないということであれば、よそから来たところが指定管理をするということになれば、今入っているところはどのようになるのかという点と、それから、今、可児市福祉センターを利用するときの減免がありますよね。いろんな形でいろいろ減免をもらって利用しているところもあります。そういう減免の問題はどうなるのかということをお聞きしたいんですけど。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 現在、可児市福祉センターには、可児市社会福祉協議会、それからシルバー人材センターが事務所として入って利用しております。そちらの事務所につきましては、引き続き利用していただくという条件で公募することとしております。使用料につきましては、目的外使用料としまして市の収入にする予定でございます。

それから減免につきましては可児市の公の施設の減免規定がございますので、それに基づいて減免をしていただくという条件にしております。以上です。

委員（富田牧子君） 先ほど社会福祉協議会とシルバー人材センターということがありましたが、障がい者生活支援センターハーモニーも入っていますね。だから、恒常的にいつも使っているというところがあるわけです。実際に1階部分はホールを除いたら、和室は別ですけど、ほとんど使っているという状況ですよ。だから、可児市社会福祉協議会、可児市シルバー人材センターだけじゃなくて、そういう障がい者のためのハーモニーとかボランティア連絡協議会の場所もあったというふうに思うんですけど、今、変わったかもわかりませんが、そういう部分はどうなるんでしょうか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 障がい者生活支援センターハーモニーについては引き続きで利用するという予定です。それから、ボランティア連絡協議会が利用しているところですが、一応、あそこは倉庫として利用してしまして、引き続きボランティア連絡協議会の方に使っていただく予定にしています。

委員（富田牧子君） 後ろのほうの選定基準のところ、公の施設としての設置目的を理解しているかというふうな選定基準だそうですが、これは具体的にはどういうことを見るのか、後の部分はわかりますけど、ちょっと教えてください。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 募集要項の中に選定基準も載せております。その基準によって選定委員会で審査をしていただくこととしております。その内容につきましては、1番目に載っております基本的な考え方、こちらに対する具体的な提案に基づいて審査をしていただくという予定でございます。

委員（富田牧子君） そうすると1のところに戻っていくわけですが、私は(2)がすごくひっかかるんですけど、「福祉センターの空いた時間の利用を促進し、利用率の向上を図る」というところがあるんですけど、そのあいた時間という概念ですね。本来やっぱり福祉センターは福祉目的で使われる場合が非常に多いので、先にほかのことを埋められると、そういうことで使いたいと思っても使えないような状況が生じてくるのではないかと。利用率ばかり言っていると、そんなことにはなりませんか。どうでしょう。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 基本的には福祉の拠点として利用していただく方、団体を優先するということにはなりますが、どうしてもあいた時間は発生しますので、そういった時間は多くの方に利用していただく。また、収入の確保にも努めていただくということを考えております。

現在、50%程度の利用率でございますので、まだまだ利用可能ではあると考えています。

委員（富田牧子君） それから、この前言われたことは、可児市福祉センターが防災の拠点となると。そういう点については、何ら基本的な考え方の中に書いてありませんし、こういうふうにしてほしいとか、そういうところがないんですが、それについてはどうですか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 募集要項にそういった点は記載しておりますので、災害時においては福祉避難所として利用していただくということを条件にして管理を行うと、公募するというようにしております。

委員長（野呂和久君） 他に質疑はありませんか。

委員（林 則夫君） 古いことなので記憶にないけど、可児市福祉センターをつくる時、当時厚生省か労働省か何かの補助金というのはあったんですね。

健康福祉部長（佐藤 誠君） これは記憶の中でしかございませんけれども、福祉センターを建設する際に当時の厚生省の補助金、社会福祉協議会の補助金を使って財源の一部になっていたということを記憶しております。

委員（林 則夫君） その程度でいいですが、いろんなことをやる上でその縛りは今でもあるんですか。厚生労働省からの何かお伺いを立てんといかんとか、そういうことはあるんで

すか。

健康福祉部長（佐藤 誠君） 今現在においては無いというふうに思っております。

委員（林 則夫君） 期限切れということね。

それからもう1点。指定管理者制度というと切ってとったようにどこでも3年ないし5年でやっておるわけなんだけども、これ10年なり20年なりというスパンで考えてみたことはないですか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 市として指定管理者に関するマニュアルをつくっておりますが、そこでは最長10年ということにしております。今回も10年か5年かということで、一応検討しましたが、ほかの施設も5年が多いということで5年とさせていただきます。

委員（林 則夫君） 管理するほうも、余り期限が短いと、3年なら3年、5年なら5年で、次、入札した場合に、うちに落ちんかもしれんというような心配があって、思い切った事業ができないようなことが間々あるみたいなんで、現に花フェスタなんかはそういうきれいがあるわけなんですけど、その辺のことも考慮した上で、できるだけ長いスパンのほうがいいのではないかなということをお考えしますので、一言、発言をしておきます。以上です。

委員（酒井正司君） この福祉センター、その名前のとおり福祉に用途は限定されてると思えますし、今の可児市文化創造センター a 1 a を見るとかなり稼働率が高いというか、利用されてる、かなり混み合っているにもかかわらず、可児市福祉センターはそうじゃない。ただ、駐車場は供用されたりしてますけど、もう少し連携があってもいいんじゃないかなと思うんですね。例えば本当に大きなイベント、例えば産業フェアなんかでも、もう少し会場が広ければそれなりの集客も見込めるし、所管が違うからということもあるんでしょうけど、もう少し可児市文化創造センター a 1 a との連携した利用ということは、どのようにお考えでしょうか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 今回、指定管理者に求める内容の中にも、関係団体との連携・協力を図るようという項目を載せておりますので、応募される団体・企業がいい提案をしていただくということを期待しております。現在でも、可児市産業フェアは以前は福祉センターも一緒に使ったり、準備のための部屋として利用していたり、参加者の控室みたいな利用もされておりましたので、今後もそういった連携を図った取り組みが必要かとは考えております。

それと、可児市文化創造センター a 1 a との比較ですが、利用料金が福祉センターは安いというところがありまして、なるべく安く利用したいという方については、可児市文化創造センター a 1 a じゃなくて可児市福祉センターを利用されるというところがありますので、それぞれがそれぞれの目的に応じたとか、金額が安いとか、そういった理由で選んでいただければと思っております。

委員長（野呂和久君） 他に質疑はありませんか。

委員（可児慶志君） 林委員や酒井委員の話と関連してくるんですけども、基本的な考え方の4番目に弾力的、あるいは7番目に魅力のある事業を実施しと非常に抽象的に書いてあ

るわけですが、今までの福祉センターの利用において、弾力的とか魅力のある事業を実施しという言葉からなかなか連想がしにくい部分があるんですが、どのような事業展開が新たに考えられるのかなというのが、指定管理を受ける事業者にとって、自由に考えてくださいということでしょうか、現状から今までの推移からすると、どういう方向に発展していくのかというのが想像しにくいと思っていますけれども、管理を委託する側としてはどのような期待をしていますか。

健康福祉部次長（安藤千秋君）（4）の運営を効率的・弾力的に行うという点ですが、基本的にここでは安い指定管理料を期待しております。効率的な運営ということで経費の削減を図っていただきたいということでございます。弾力的というのはなかなか具体的に表現しにくいんですが、同じような意味として考えています。ここは提案される指定管理料が安くなるようにという基準でございます。

それから、7番目の魅力ある事業を実施し、市民サービスの向上に努めるということにつきましては、自主事業を行うなど福祉の拠点としての機能を高めていただきたいといったことを期待しております。そういった提案をしていただいて、選考の基準にさせていただくという予定でございます。

委員（可児慶志君）今まで市が管理をしてきて、よくなる自主事業というのが行われた印象が余りないので、期待をするのはいいけど、なかなかイメージが湧いてこないで、いい指定管理者が積極的に考えてもらうしかないと思いますけど、参考になるようなアドバイスもぜひみんなで考えて、利用促進ができるように協力していかないかなというふうに思いますので、ぜひ、市局側もお任せじゃなくてどんどん提案していってほしいと思います。意見として申し上げておきます。

委員長（野呂和久君）他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので質疑を終了いたします。

そのほか、何かありましたらお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

これで、教育福祉委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後1時54分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年 8 月28日

可児市教育福祉委員会委員長